災害時等における燃料供給等に関する協定書

奈良県(以下「甲」という。)と奈良県石油商業組合(以下「乙」という。)とは、災害時等における燃料供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、奈良県内で災害が発生した場合又は発生するおそれが生じた場合 (以下「災害時等」という。)において、被災者及び避難者に対する救援の円滑化を図 るため、甲と乙が協力し、災害時等の燃料等の優先供給を円滑に行うことを目的とする。

(協力)

- 第2条 甲は、災害時等において、甲の指定する施設・車両等のうち特に必要であると認めたときは、乙に対し、燃料等の供給を要請することができるものとする。
 - 2 甲は、乙に燃料等の供給を要請する場合は、文書をもって行うものとするが、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
 - 3 乙は、甲から燃料等の供給の要請があったときは、可能な範囲で燃料等の優先供給 に努めるものとする。

(燃料等の種類)

- 第3条 甲が乙に優先供給を要請する燃料等は、ガソリン、軽油、灯油、A重油等とする。 2 その他緊急に必要なものについても、乙は支障のない範囲で優先供給に努めるもの
 - とする。

(費用の負担)

- 第4条 第2条の要請を受けて供給される燃料等の対価及び運搬の費用については、供給 を受けた者が負担するものとする。
 - 2 前項に規定する対価及び運搬の費用については、甲乙協議の上決定するものとする。

(協力体制の整備)

第5条 甲及び乙は、災害時等における円滑な協力体制を整備するため、平時より必要に 応じて、相互の防災対策の整備状況等について、情報の交換等を行うものとする。 (協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日前3ヶ月前の間に甲乙いずれからも特段の申出がないときは、有効期間の日の翌日から1年間本協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

(実施細則)

第7条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲乙協議して実施細則で定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通 を保有するものとする。

平成 29 年 9 月 11 日

甲 奈良市登大路町30番地 奈良県知事 荒井 正吾

乙 奈良市芝辻町85-10 奈良県自由民主会館3階D室 奈良県石油商業組合 理 事 長 松 本 安 司

災害時等における燃料供給等に関する協定書実施細則

平成29年9月11日付けで奈良県(以下「甲」という。)と奈良県石油商業組合(以下「乙」という。)の間で締結した災害時等における燃料供給等に関する協定書(以下「協定書」という。)第7条に基づく細則は、次の通りとする。

(協力の範囲)

- 第1条 協定書第2条に規定される「甲の指定する施設・車両等」には次の各号のものを 含む。
 - 1. 災害応急対策を行うために必要な行政機関の施設・車両(緊急通行車両及び借り上げ車両を含む)等
 - 2. 災害拠点病院など医療・福祉関係施設のうち特に緊急度の高いもの
 - 3. ライフラインの維持に重要な施設・車両等
 - 4. 県内に設置された避難所
 - 5. その他、特に必要とされる重要施設等

(費用負担)

- 第2条 協定書第4条に規定される燃料等の代金は、ガソリン、経油については、甲乙が毎月定める官公需価格を基準とし、灯油、A重油については資源エネルギー庁の価格調査で発表される奈良県の価格を基準とする。
 - 2 前項の価格と燃料供給時の価格に著しく差がある場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

(請求及び支払い)

- 第3条 乙は、甲に対して燃料等の供給及び納入が完了したときは、燃料代金について、 納品書を添えて甲に請求するものとする。
 - 2 甲は、前項の規定により乙から費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うも のとする。